（土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第九十四条　土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（新住宅市街地開発事業が都市計画に定められる場合における当該新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第九十五条　新住宅市街地開発事業が都市計画に定められる場合における当該新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（工業団地造成事業が都市計画に定められる場合における当該工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第九十六条　工業団地造成事業が都市計画に定められる場合における当該工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（新都市基盤整備事業が都市計画に定められる場合における当該新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第九十七条　新都市基盤整備事業が都市計画に定められる場合における当該新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（流通業務団地が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第九十八条　流通業務団地が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第九十九条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第一号様式の二及び第五号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第百条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式（第十四条関係）（Ａ４）」を「第一号様式（第十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第二号様式中「第二号様式（第十四条関係）（Ａ４）」を「第二号様式（第十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第二号の二様式中「第二号の二様式（第十四条関係）（Ａ４）」を「第二号の二号様式（第十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第三号様式中「第三号様式（第十八条関係）（Ａ４）」を「第三号様式（第十八条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第四号様式中「第四号様式（第十九条関係）（Ａ４）」を「第四号様式（第十九条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第五号様式中「第五号様式（第二十条関係）（Ａ４）」を「第五号様式（第二十条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第六号様式中「第六号様式（第二十四条関係）（Ａ４）」を「第六号様式（第二十四条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第七号様式中「第七号様式（第二十五条関係）（Ａ４）」を「第七号様式（第二十五条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第八号様式中「第八号様式（第二十五条関係）（Ａ４）」を「第八号様式（第二十五条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第十号様式中「第十号様式（第三十条関係）（Ａ４）」を「第十号様式（第三十条関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第十号の二様式中「第十号の二様式（第三十一条の三関係）（Ａ４）」を「第十号の二の二様式（第三十一条の三関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第十号の二の二様式中「第十号の二の二様式（第三十一条の三関係）」を「第十号の二の二様式（第三十一条の三関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第十号の二の三様式中「第十号の二の三様式（第三十一条の三関係）」を「第十号の二の三様式（第三十一条の三関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第十号の三様式中「第十号の三様式（第三十一条の四、第三十一条の六関係）」を「第十号の三様式（第三十一条の四、第三十一条の六関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第十号の三の二様式中「第十号の三の二様式（第三十一条の四の二関係）」を「第十号の三の二様式（第三十一条の四の二関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第十号の三の三様式中「第十号の三の三様式（第三十一条の六関係）」を「第十号の三の三様式（第三十一条の六関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

第十号の四様式中「第十号の四様式（第三十一条の七関係）」を「第十号の四様式（第三十一条の七関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第十号の五様式中「第十号の五様式（第三十一条の八関係）」を「第十号の五様式（第三十一条の八関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第十号の六様式中「第十号の六様式（第三十一条の八関係）」を「第十号の六様式（第三十一条の八関係）（Ａ４）」に改め、同様式中備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。